

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用許可	
根拠法令・条項	堺市立フォレストガーデン条例第5条	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>（行為の制限）</p> <p>第5条 フォレストガーデンにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 露店、行商、募金その他のこれらに類する行為</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること</p> <p>(3) 競技会、集会、展示会その他のこれらに類する催しのためにフォレストガーデンの全部又は一部を独占して使用すること</p> <p>2 市長は、使用を許可する場合において、フォレストガーデンの管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。</p> <p>3 使用は、第1項各号に掲げる行為が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるときは、その使用を許可しない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	2週間程度
	標準処理期間を設定できない理由	